

熊本県文化財指定申請書

区 分	部 載 事 項		
分 類	無形文化財	種 類	工芸技術
名 称 及 び 員 数	天草更紗製作技術		
所 在 地	熊本県本渡市本渡町		
保 持 者 管 理 者	中 村 初 義		
品 質 及 び 形 状			
法 量			
歴 史	<p>五和町城木場(旧城河原村)の金子亮一代(金子家十六代)蔵の過去帳によれば、新右衛門にはじまる自家は、元和以来、城木場の庄屋をつとめ、かたわら紺屋も営んでいた。文政の三(1819)年、^{中村初義}次子郎の二男安吉は、南蛮系更紗の捺染法を修得し、本渡に移つてからは、養子先の有馬家(大黒屋)で専ら更紗の製造販売に当つたのである。以来、明治三十五年頃まで同家及び中村家(中村初義氏の母の実家)で、更紗技術は伝承されてきた。</p>		
構 造 復 興 の 経 緯	<p>本渡において染色法を修得した(七年間)中村初義氏はさらに京都において、高度の捺染・模様技法を修め、かたわら日本画の業を修練した。(三年間)帰郷した同氏は、天草更紗の技術復興を決意し、大正二年から大正十二年まで古型紙の蒐集にあたり、天草全島(赤崎、本渡、城木場、富田、高浜)から長崎、島原、京都、伊勢(伊勢)等を巡り、大正末期から天草更紗の製作をはしめた。</p>		

註:住所については伏せてあります(天草テレビ)

<p>製作技術の概要 由——来 徴——証 伝——説</p>	<p>(1) 型板にもち米の糊をつけ、乾いたら刷毛でふき水をする。 (2) 被染体を張り、その上に一番型紙をおく。 (3) <u>白のむしのりでといた染料を駒べらにつけ型紙の上をかきこす。</u> (4) 型紙の四隅にある星(合わせ穴)を合わせながら同一型紙で連続捺染する。 (5) 一度乾くまで、その上に二番型紙を重ね、捺染する。</p>
<p>作者及び 伝——来</p>	<p>これで二色刷りが出来るわけで、絵柄と配色によって七回乃至十回繰り返して多色刷りになる。 (6) 最後に蒸し桶に入れ、蒸気で蒸上げ、色を定着させる。 (7) 水洗いで乾燥する。</p>
<p>その他 参考事項</p>	<p>(1) 現在、中村初義氏の使用している型紙には、一部に採集した古型紙もあるが、大部分は、三重県白子町で製作されているものである。 (2) <u>染料は現在、化学染料を使っているが、正確な技術を伝承・保護するためには、旧法の植物染料による捺染が望ましい。</u></p>

(注 意)

- 1 分類の欄は、有形文化財・無形文化財・民俗資料及び記念物の別を記入のこと。
- 2 種類の欄は、建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡(筆跡・典籍及び古文書を含む。)民俗資料(有形)考古資料・無形芸術・無形工芸技術・史跡名勝・天然記念物及びその他とする。
- 3 有形文化財が建造物であるときは写真及び実測図を、建造物以外のものは写真を、民俗資料であるときは写真図面を、記念物であるときは土地台帳付属地図・実測図及び写真を添付し、その他関係資料があるときは添付すること。